

2022 年 12 月 15 日

東海国立大学機構長 殿

名古屋大学職員組合中央執行委員長
石井 拓児

勤務時間関係諸制度の改正についての意見書

日頃より職員の処遇改善にご尽力いただきありがとうございます。

大学が一斉休業を強制的に時季指定するなら令和 4 年度と同様、特例休暇としていただきたい。また、決算関係でお盆の時期に一斉休業することが厳しい部署もあり、一斉休業の時期をお盆に被せず、部署ごとに一週間の休業期間を決められるようにしてほしい。また、1週間と空けずに出勤が必要な職種は附属病院だけではない。年末年始の一斉休業についても、事前の検討を要望する。

半日単位や時間単位で取得でき、翌年に繰越可能な年休は貴重なため、夏季一斉休業の5日をすべて計画年休にするようなことは止めていただきたい。前述のとおり一斉休業は特例休暇とするべきだが、もし、そのほかの休暇を充てるなら元来の「夏季休暇」であるリフレッシュ休暇を充てるべきである。年休をとらない人に対して、強制的に5日間取得させることを意図しているならば、年休を順調に消化できている者に対しては、どの休暇を夏季一斉休業に充てるかを選択可能にしていきたい。年休もリフレッシュ休暇も好きな時期に自由に使わせていただきたい。リフレッシュ休暇が 1 日単位、半日単位、時間単位で使えるようになれば、さらにありがたい。現状の夏季休暇は 2 日単位で取得しづらく、1 日単位で取得できるようになることを歓迎する。

医師の時間外労働時間短縮のためにも、1 か月単位の変形労働時間制の新設に賛成する。

シンクロトン光研究センターでの勤務実態に合うのなら、変形労働時間制の適用除外も支障ないを考える。

忌引休暇の取得可能日数の是正に賛成する。

以上